

2016年12月1日付け共済始期の契約より

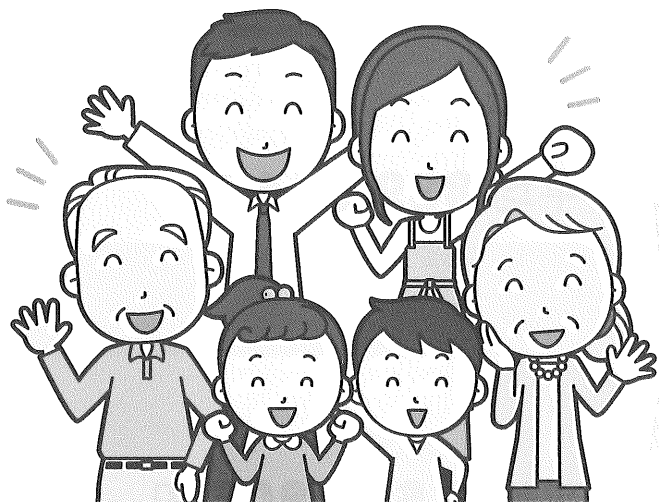
しっかり医療ガード

医療総合保障共済

先進医療特約の取り扱いを開始

毎月の掛金に **60円** プラスで

支払限度額 **1,000万円**※ まで



被共済者が、厚生労働大臣が定める先進医療を受けた場合、全額が自己負担となる先進医療の技術料(実額)を先進医療共済金としてお支払いします。

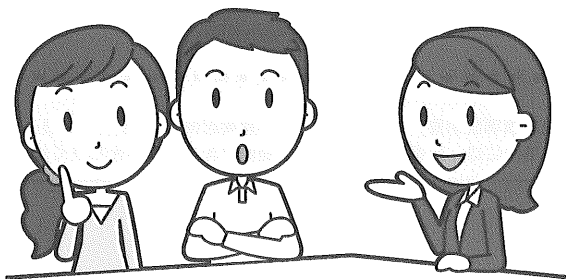
対象となる「先進医療」とは?

公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、療養を受けた日現在厚生労働大臣が定める先進医療(注)をいいます。また、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっているものは含まれません。

(注)先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りします。

「先進医療」を受けると...

通常の治療と共通する診察料、検査料、投薬料、入院料などは公的医療保険制度の給付対象となるため各種保険制度における一部負担金を支払うこととなりますが、先進医療の技術料は全額自己負担になります。



※当該共済期間以前に当会が既に先進医療共済金を支払っている場合には、1,000万円からその支払った共済金の総額を控除した額が限度となります。